

金融機関の防犯基準の制定について(通達)

〔 令 2. 5. 22 警察庁丙生企発第333号、丙情対発第291号
警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長あて 〕

(概要)

金融機関の防犯対策については、防犯基準に基づき、都道府県警察による防犯指導、金融機関による自主的な防犯対策等を推進するなどした結果、金融機関を対象とした強盗は減少しているところであるが、特殊詐欺の被害は高水準で推移しているほか、昨年以降、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯についても予断を許さない情勢にある。

そこで、フィッシングによる被害防止を図るためにインターネットバンキングに係る不正送金事犯関連部分を見直した新たな防犯基準を策定し、各都道府県警察に対し当該防犯基準に基づく対策・指導を推進するよう指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 金融機関等の防犯責任者等と連携を密にして、防犯基準に沿った防犯対策が推進されるよう努めること
- 機械警備事業者等に対し、事件等の発生時において、警察への通報と現場等での措置を迅速かつ的確に実施するよう指導すること
- 管下警察署において、金融機関等の防犯責任者等と連携を密にし、防犯基準に沿った防犯対策が効果的に推進されるよう、管下警察署の担当者及び関係警察官に対する指導教養の徹底を図ること

等である。